

令和 8 年 6 月 24 日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市議会 会派 凜結会
坂東 知子
津田 ひとみ
金澤 祥子

いじめ重大事態に係る市長部局による再調査委員会設置に関する要望書

1 要望の趣旨

令和 6 年 11 月にいじめ重大事態として認定された案件について、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項に基づき、市長部局による再調査委員会を設置するよう要望いたします。

本件については、令和 8 年 3 月 19 日付けで議会から市長へ送付された請願第 12 号「1 号重大事態に係る並行調査の実施に関する請願」に対し、令和 8 年 6 月 4 日付けの市長報告において、並行調査については法に明文の規定がないとの認識が示されました。

一方で、市長は同報告において、教育委員会から調査結果の報告を受けたうえで、対象児童生徒及び保護者が調査組織の構成などについて納得していない状況を踏まえ、同法第 30 条第 2 項に基づく再調査の実施について、真摯に判断していく旨を示しています。

本会派は、この市長報告を踏まえ、本件については、市長部局が独立した立場から調査結果及び調査過程を確認する必要があると考えます。

2 再調査が必要と考える理由

本件では、対象児童生徒及び保護者が、教育委員会による調査結果や調査過程について納得できない状況が続いています。また、調査主体の構成、調査方法、事実認定、情報提供、説明のあり方について、改めて確認すべき点が残されています。

具体的には、次の点について保護者等から指摘がされています。

- (1) 警察が傷害触法事案として対応した経緯について、学校から事実関係と異なる説明がなされたとされていること。
- (2) 加害児童側の保護者が作成した書面の取扱いについて、学校側で内容を修正したうえで、被害児童側へ渡したとされていること。
- (3) 学校側が作成・提出した報告書において、加害児童の氏名欄に、実際の加害者とは異なる児童の氏名が記載されていたとされていること。
- (4) 調査委員会の構成員ではない職員が、調査委員会名義の報告書の起案・作成に関与したとされていること。
- (5) 教育委員会の調査報告において、被害児童及び保護者側の聴取内容が十分に反映されていない一方で、加害児童側への調査も十分に行われていないとされており、事実関係を公平に確認する視点から、改めて検証する必要があること。

これらの点は、事実であれば調査結果への信頼に関わる重要な事項です。教育委員会の説明のみで整理するのではなく、市長部局が独立した立場から確認することが必要であると考えます。

加えて、議会に対する教育委員会の説明についても、次の点を改めて整理する必要があります。

(6) 昨年末の議会全員協議会において、教育委員会は、令和4年のいじめ重大事態案件について、調査委員会に元校長が入っていたことが第三者性を失わせる要因となった旨を説明しています。その一方で、本件では、元校長及び元教頭を中心とした教育委員会方式による調査が行われており、過去の反省が今回の調査主体の選定に十分生かされていたのか、確認が必要です。

(7) 教育委員会は、SSW等の専門家を含めて調査を行ったと説明していますが、実際の関与が専門的かつ継続的な調査として十分であったのか、確認が必要です。

(8) 昨年12月7日付けで、指導課長名の被害児童保護者宛て書簡により、「より公平・中立な調査を行うため、市の条例に基づいた第三者調査委員会を設置することとした」旨が示されています。しかし、その経緯について、3月4日の文教経済常任委員会では十分な説明がなされていません。

(9) 3月4日の同委員会における指導課長発言の根拠等について情報公開請求が行われたところ、多くの項目が文書不存による非公開となり、情報提供も十分になされていない状況です。説明責任の観点からも、経緯を整理する必要があります。

(10) 教育委員会（前学校教育部長）が参考資料として示している文献（＝『季刊教育法 No.215』）においても、小野田正利氏（大阪大学名誉教授）は「第三者委員会と再調査委員会の同時発足を提案したことがあります。法的にも可能なことです」と述べています。

以上のように、本件では、調査結果そのものだけでなく、調査体制、調査手順、説明経過についても、市長部局の立場から確認すべき事項が複数あります。

3 本会派の基本的な考え

本会派は、教育委員会の対応を一方向的に否定することを目的としているものではありません。子どもの安全と尊厳を守り、保護者の納得できない思いに丁寧に向き合い、今後同様の事態を防止するためには、調査の公平性及び中立性をより確かなものとする必要があります。

また、いじめ重大事態への対応は、一つの事案の解決にとどまらず、上尾市における子どもの安全を守る仕組み、市民への説明責任、教育行政への信頼に関わる重要な問題です。

議会は、請願を採択し、市長部局による対応を求める意思を示しました。議会は市民の意思を反映する議決機関であり、その意思決定は重く受け止められるべきです。

市長が令和8年6月4日付け報告において示した「再調査の実施について真摯に判断する」との立場を踏まえれば、本件は、同法第30条第2項に基づく再調査の必要性を判断すべき段階にあるものと考えます。

4 要望事項

よって、以下の事項を要望いたします。

1. 令和6年11月にいじめ重大事態として認定された本件について、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、市長部局による再調査委員会を速やかに設置すること。
2. 再調査委員会の委員構成については、教育委員会及び学校関係者から独立した第三者性を確保し、法律、心理、福祉、教育等の専門的知見を有する者を中心に構成すること。

3. 再調査にあたっては、既存調査において十分に確認されていない点を整理し、特に、事実認定、調査資料の作成過程、調査主体の妥当性、関係者への聞き取り、専門職の関与、保護者への説明及び情報提供のあり方について検証すること。
4. 対象児童生徒及び関係児童生徒への心理的負担に十分配慮し、必要最小限かつ丁寧な調査とするとともに、児童生徒及び保護者が孤立しない支援体制を確保すること。
5. 再調査委員会の設置を見送る場合、または判断を延期する場合には、その具体的理由、判断時期、今後の対応方針を、議会及び市民に対して明らかにすること。

市長におかれましては、採択された議会の意思を重く受け止め、児童生徒の権利と安全を最優先に、市長部局として責任ある判断をされるよう要望いたします。

以上